

# 岡山県における子育て支援に関する主な取組

## 1 子育て支援のための取組

育児休業を取得する職員の代替として任期付職員を採用するなど育児休業期間中の仕事をカバーできる体制を確保し、職場に気兼ねすることなく育児休業を取得できるようになっています。

育児休業職員支援担当者を指定し、育児休業取得者の現況確認と、職員に有用な情報の提供を行い、育児休業者が職務に復帰する際の不安を解消し、円滑に復職できるようになっています。

勤務時間帯を30分から1時間、前後にずらす早出遅出勤務制度を実施し、保育園への送迎をやすくするなど、子育てを支援しています。

子どもが生まれた男性職員に対して、育児に関する休暇制度を解説したリーフレットを送付し、男性職員の育児参加を促しています。

## 2 ゆとり創造のための取組

毎月19日を「育児の日」とし、退庁時刻に、職員から募集した「子育て応援ソング」を流し、定時退庁を促しています。